パーキンソン病の 患者様に

難病医療費 助成制度で表

パーキンソン病は「難病の患者に対する医療等に 関する法律 | に基づく指定難病の一つに含まれ、 長期療養による医療費の経済的負担を支援する 難病医療費助成制度があります。

当冊子では、難病医療費助成制度を利用する際の 手引きとして、助成を受けるための対象、費用、手続等 の方法を紹介させて頂きます。



✓ 大原薬品工業株式会社

もくじ

1. 難病医療費助成の対象となる方
2. 難病医療費助成の対象となる費用
3. 自己負担額のしくみ
4. 難病医療費総額と自己負担額の関係
5. 難病医療費助成を受けるための手続き
6. 代表的なQ&A ····································
7. 各種窓口





難病医療費助成の対象となる方

難病医療費助成が受けられるのは、パーキンソン病と診断され、かつ一定 以上の重症度がある患者様となります。

パーキンソン病で、難病医療費助成制度の対象となる方は、ホーン&ヤール 重症度3度以上で、生活機能障害度2度以上の方です。

- 1. 高額な医療費を支払っている軽症者の方の特例 月毎の医療費総額が33,330円を超える月が年3回以上ある場合は、基準を満たさなくとも、難病医療費助成対象となります。
- 2. 既認定者の方

平成26年までの制度で難病医療費助成を受けられていて、新制度の開始時に更新手続きをされた方

ただし、難病医療費助成を受けられるのは、平成29年12月31日までとなります。(新制度の開始にあたり、この期間を経過措置期間と定めています)



難病医療費助成の対象となる費用

パーキンソン病 (当該疾病に付随して発症する傷病を含む) に対しては、以下の 医療・介護が、難病医療費助成の対象となります。

- 1. 診療、調剤、居宅における療養上の管理及びその治療に伴う看護等
- 2. 訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護療養施設サービス、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導等



自己負担額のしくみ

• 下記の表の通り、世帯の所得に応じた月の医療費の自己負担上限額が設定されています。自己負担上限額は受診した複数の医療機関などの自己負担分をすべて合算した上で適用されます。

医療費助成における自己負担限度額(月額)

階 層 区 分	階層区分の基準 (()内の数字は、夫婦2人世帯の 場合における年収の目安			
生活保護	_			
低 所 得 I	市町村民税 非課税(世帯)	本人年収~80万円		
低 所 得Ⅱ		本人年収 80万円超~		
一般所得Ⅰ	市町村民税 課税以上約7.1万円未満 (約160万円~約370万円)			
一般所得Ⅱ	市町村民税 約7.1万円以上約25.1万円未満 (約370万円~約810万円)			
上位所得	市町村民税 約25.1万円以上 (約810万円~)			
入院時の食費				

- これまで医療保険上で3割負担だった患者様の負担割合は2割となります。
- 毎月の自己負担上限額は、自治体から交付される「自己負担上限額の管理票」で管理して下さい。

	患者負担割合:2割					
		自己負担限度額(外来+入院)				
原則		既認定者(経過措置3年)(※2)				
	一般	高額かつ 長期 _(※1)	人工 呼吸器等 装着者	一般	現行の 重症患者	人工 呼吸器等 装着者
	0	0	0	0	0	0
	2,500	2,500	_	2,500	2,500	
	5,000	5,000		5,000		
	10,000	5,000	1,000	5,000		1,000
	20,000	10,000		10,000	5,000	
	30,000	20,000		20,000		
全額自己負担 1/2自己負担			担			

^{※1 「}高額かつ長期」とは、月毎の医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある場合。

^{※2} 既認定者(経過措置3年間) 、平成29年12月31日を持って経過期間が終了となり、原則の項に移行となります。



難病医療費総額と自己負担額の関係

難病医療費助成が認められた方は、前ページの表で示した通りの自己負担の 上限額が、設定されています。仮に1ヵ月の難病医療費総額が高額となっても 上限額以上の費用負担は発生しません。

前ページの表で、「原則」「一般」「一般所得 I 」の方の場合で月の難病医療費総額が8万円の場合は、医療機関の窓口で1万円を超える自己負担はありません。

●その月の指定難病の医療費総額が8万円かかった場合

自己負担

助成金6千円

医療保険給付金(8割) 6万円4千円

2割

8割

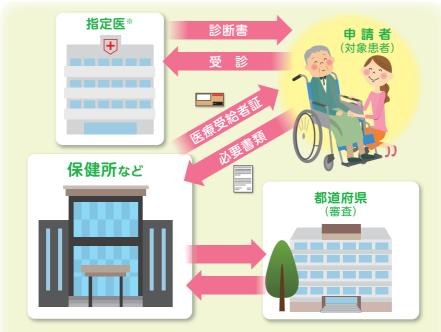




難病医療費助成を受けるための手続き

1. 申請から難病医療費受給者証交付の流れ

「難病情報センター」では、厚生労働省が難治性疾患克服研究事業の対象としている疾患の解説や各種制度の概要及び各相談窓口、連絡先などの情報を厚生労働省などの支援によりインターネットで広く国民の皆さんに提供しています。



医療受給者証の有効期間は?

原則として申請日から1年です。そして、1年ごとに更新の申請が必要となります。

※難病指定医を受診し、診断書の交付を受ける。難病指定医については、難病情報センターホームページ〈9ページ参照〉で検索するか、お住いの都道府県の窓口にお問い合せ下さい。

「申請に必要となる書類」は次ページで





2. 申請に必要となる書類(概要)

提出書類	必要とする理由		
特定医療費の支給認定申請書			
診断書 (臨床調査個人票)	指定難病に罹患していること、 一定程度の症状であるかを確 認するため。		
住民票 (申請者および申請者の世帯の構成員のうち、申 請者と同一の医療保険に加入している者が確認 できるものに限る。) ※住基ネットの活用により省略可能	が確認 		
世帯の所得を確認できる書類 (市町村民税(非)課税証明書等) ※マイナンバー制度の活用により省略可能となる見込			
保険証の写し (被保険者証・被扶養者証・組合員証などの医療 保険の加入関係を示すもの。	定に必要となるため。		
人工呼吸器等装着者であることを証明する書類			
世帯内に申請者以外に特定医療費又は小児慢性 特定疾病医療費の受給者がいることを証明する 書類			
医療費について確認できる書類 ※「高額かつ長期」又は「軽症高額該当」に該当することを確認するために必要な領収書等	自己負担上限額(月額)の決定 および、支給認定の要件を確 認する際に必要となるため。		
同意書(医療保険の所得区分確認の際に必要)	保険情報の紹介を保険者に行 う際に必要となるため。		

※ 色づけされた書類等は必要に応じて提出が必要なもの

3. 認定の有効期間と期間内の変更申請

- 支給認定の有効期間は、原則1年以内で、病状の程度・治療の状況から 医療を受ける事が必要と考えられる期間となります。
- 有効期間内に、一定の申請内容や負担上限月額算定のために必要な事項の変更のあった場合は届出が必要となります。

代表的なQ&A

「医療受給者証」がまだ届きませんが、いつ届きますか?

▲ お住いの地域の保健所へお問い合わせください。 なお、医療費助成の申請書が都道府県(保健所等)に提出された時点 から医療受給者証が届くまでの間に支払った医療費は、償還請求(払 い戻し)が可能です。

申請日以前の治療費は医療費助成の対象になりますか?

▲ 対象になりませんのでご注意下さい。医療費助成の対象は申請書が都 道府県(保健所等)に提出された時点からとなります。

↓ 指定難病の医療費助成はどこの病院や薬局*'でも受けられますか?それとも指定された病院だけですか?

★ 指定医療機関以外での医療費は助成の対象となりませんので注意して下さい。医療受給者証には原則として、申請の際に希望する指定医療機関名を記載することになっています*2。通常は医療受給者証の名称が記載されている指定医療機関での診療等が医療費助成の対象となります。「緊急その他やむを得ない場合」とは、旅行中等に受給者証に記載された指定医療機関以外の指定医療機関を受診した場合等が想定されます。

※1:指定医療機関には薬局も含まれます。

※2:指定医療機関は複数記載して差し支えありません。 また、支給認定を行う自治体以外に所在する医療機関を指定することも 差し支えありません。



手続きなどわからない場合は、お住まいの地域の都道府県の担当窓口・保健所にお問い合わせ下さい。「難病情報センター」のホームページ内にある「相談窓口情報」で各都道府県の担当窓口・保健所一覧が掲載されています。

難病指定医について

難病情報センターホームページ

http://www.nanbyou.or.jp/entry/5309

*各都道府県の指定医について紹介のページとなります。

難病指定医療機関について

難病情報センターホームページ

http://www.nanbyou.or.jp/entry/5308

この冊子は、「難病情報センター」のホームページ(平成29年9月現在)に掲載されている情報をもとに作成しています。

ホームページでは、より詳しい情報が掲載されています。

X E

パーキンソン病の患者様に 難病医療費助成制度 しくみと手続き

